

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、大分空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

大分空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

<空港管理者>

大阪航空局、大分空港事務所

<関係事業者>

九州運輸局大分運輸支局、九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所、門司税関大分税関支署大分空港出張所、福岡出入国在留管理局大分出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所、動物検疫所門司支所、門司植物防疫所鹿児島支所大分出張所、大分航空ターミナル(株)、日本航空(株)大分空港所、全日本空輸(株)大分空港所、(株)ソラシドエア大分空港支店、(株)大韓航空福岡支店、(株)ティーウェイ航空大分支店、(株)エーエスオー大分事業所、大分空港給油施設(株)、(株)K A F C O大分空港事業所、南国殖産(株)大分空港営業所、(一社)大分県バス協会、大分空港タクシー協議会、九州電力(株)大分支店、(一財)空港振興・環境整備支援機構大分事務所

<関係地方公共団体>

大分県、国東市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項